

平成25年第5回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成25年7月9日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成25年7月9日
2. 閉 会 平成25年7月9日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

2. 不応招議員

な し

平成25年第5回西会津町議会臨時会会議録

平成25年7月9日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		
6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古		

欠席議員

2番 長谷川 義 雄

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	農林振興課長	佐 藤 美 恵 子
総 務 課 長	伊 藤 要 一 郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	渡 部 英 樹		
商工観光課長	大 竹 享		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第5回議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年7月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 常任委員会委員の選任
(委員長、副委員長の互選)

日程第4 議会運営委員会委員の選任
(委員長、副委員長の互選)

日程第5 議会広報特別委員会委員の選任
(委員長、副委員長の互選)

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案第1号 町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例

日程第9 議案第2号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

日程第10 議案第3号 職員の給与等の臨時特例に関する条例

日程第11 議案第4号 語学指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第5号 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第3次）

閉 会

○議長 おはようございます。

ただいまから、平成 25 年第 5 回西会津町議会臨時会を開会します。(10時00分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

2 番、長谷川義雄君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告をいたします。この他の報告について事務局長から報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 5 件の議案が提出され、受理いたしました。本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、渡部憲君、9 番、荒海清隆君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 7 月 9 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 7 月 9 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 2 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり議長指名といたしますのでご了承願います。

したがって、常任委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

続いて、常任委員会委員長、副委員長の互選を行います。

常任委員会委員長、副委員長の互選については、委員会条例第 6 条第 2 項の規定によって、委員会において互選することとなっています。また、委員長、副委員長ともにならないときの互選に関する職務は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって、年長の委員が行うこととなっています。なお、議会運営委員会委員 3 名についても各委員会から選任することとなっていますので、あわせて候補者の選任方お願いします。加えて、議会広報特別委員会委員 2 名についても各委員会から選任することとなっていますので、あわ

せて候補者の選任方をお願いします。

委員会は1時間以内で終了するようご協力をお願いします。

互選が終わり次第、その結果を議長へ報告願います。

それでは、委員会会場を申し上げます。総務常任委員会、議員控室（第一会議室）。経済常任委員会、議会委員会室であります。

暫時休議にします。（10時04分）

○議長 再開します。（11時00分）

ただ今、各常任委員会から委員長、副委員長の互選の結果報告がありましたので申し上げます。

総務常任委員会委員長に青木照夫君、副委員長に多賀剛君。経済常任委員会委員長に五十嵐忠比古君、副委員長に荒海清隆君。

以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条第2項の規定によって、総務常任委員会から長谷沼清吉君、青木照夫君、多賀剛君。経済常任委員会から五十嵐忠比古君、荒海清隆君、鈴木満子君。以上の諸君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に長谷沼清吉君、青木照夫君、多賀剛君、五十嵐忠比古君、荒海清隆君、鈴木満子君を選任することに決定しました。

続いて、議会運営委員会委員長、副委員長の互選を行ってください。互選が終わり次第、その結果を議長へ報告願います。

委員会会場は、議会委員会室であります。

暫時休議にします。（11時02分）

○議長 再開します。（11時20分）

ただ今、議会運営委員会から委員長及び副委員長の互選の結果報告がありましたので申し上げます。

議会運営委員会委員長に長谷沼清吉君、副委員長に荒海清隆君。

以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

日程第5、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第2項の規定によって、総務常任委員会より三留正義君、長谷川義雄君。経済常任委員会より渡部憲君、伊藤一男君。加えまして清野佐一君を議会広報特別委員会委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員に三留正義君、長谷川義雄君、渡部憲君、伊藤一男君、清野佐一君を選任することに決定しました。

続いて、議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選を行ってください。互選が終わり次第、その結果を議長へ報告願います。

委員会会場は、議会委員会室であります。

暫時休議にします。(11時21分)

○議長 再開します。(11時35分)

ただ今、議会広報特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果報告がありましたので申し上げます。

議会広報特別委員会委員長に渡部憲君、副委員長に三留正義君。

以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 暫時休議にします。(11時41分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第8、議案第1号、町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例から日程第10、議案第3号、職員の給与等の臨時特例に関する条例までを一括議題といたします。なお、審議の方法は議案の説明終了後、一議題ごとに質疑、採決の順序で行いますのでご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、高橋謙一君。

○事務局長 一括議題の議案を朗読いたします。

日程第8、議案第1号、町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例。日程第9、議案第2号、議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例。日程第10、議案第3号、職員の給与等の臨時特例に関する条例。

以上であります。

○議長 議案第1号から議案第3号までの説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第1号、町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例、議案第2号、議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例、議案第3号、職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほど町長が提案理由でご説明申し上げたところではありますが、今次の臨時特例に関する条例の制定は、本年1月24日に閣議決定された、公務員の給与改定に関する取扱いについてにより、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する

法律に基づく、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても国に準じた措置を講ずるよう要請があったところであります。

町職員においては、この要請に基づき、福島県及び近隣市町村の改定状況を参考にしつつ、ラスパイレス指数を100とするため、100分の5.57を引下げる改定を行うこととしたところであります。

この職員に係る給料月額改定につきましては、議案第3号として上程しているところでありますが、町長、副町長及び教育長の給与並びに議会議員の議員報酬につきましては、これまでも職員給与の改定に準じて改正してきた基本的な考え方と経緯がありますことから、今次の特別職にかかる給料月額及び議員報酬につきましても、これまでの経緯等を十分に考慮いたしました結果、職員に準じた改正が必要と判断し、ご提案申し上げるものであります。

それでは、順次議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第1号、町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例であります。第1条は、町長等の給与及び旅費に関する条例の特例であります。本年8月1日から平成26年2月28日までの7カ月間、町長と副町長の給料月額について、職員の引下げ率と同様に100分の5.57を減額するものであります。

第2条は、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例であります。教育長の給料月額についても、同じく本年8月1日から平成26年2月28日までの7カ月間、100分の5.57を減額するものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日でありまして、平成25年8月1日から施行するものであります。第2項は平成21年条例第24号で制定しております、町長の給与の特例に関する条例に関する特例措置であります。当該特例条例は、平成22年4月1日から平成25年8月4日までの間、町長の給料月額を100分の50とするものであります。その際の端数計算について、100円未満切り捨てるの規定にかかわらず、本条例により算出された額については、1円未満を切り捨てるものであります。

次に議案第2号、議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

第1条は、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の特例であります。議会議員の議員報酬月額についても、同じく本年8月1日から平成26年2月28日までの7カ月間、100分の5.57を減額するものであります。

次に附則であります。施行期日でありまして、平成25年8月1日から施行するものであります。

なお、議案第1号及び議案第2号の町長等三役の給料月額及び議会議員の議員報酬月額の改定内容につきましては、去る7月3日開催の西会津町特別職給与等審議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

次に議案第3号、職員の給与等の臨時特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

第1条は、職員の給与に関する条例の特例であります。第1項は、職員の給料月額について、本年8月1日から平成26年2月28日までの7カ月間、この期間を特例期間と

いたしますが、100分の5.57を減額するものであります。

第2項は、職員の給与条例第27条で規定している休職者に対する給与の減額規定であります。特例期間においては、通常の職員と同様に100分の5.57を減額するものであります。

第3項は、職員の給与条例第13条で規定している通常認められた休日又は休暇以外で休んだ場合の1時間あたりの減額する額についても、100分の5.57を減額するものであります。

次に第2条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例であります。同条例第15条第3項は介護休暇を取得した場合における1時間あたりの減額する額の方法について規定するものであります。特例期間中においては、本条例第1条第3項の規定に基づき減額することを規定するものであります。

次に第3条は、端数計算であります。この条例の規定によって、減額する額を算定する場合、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものであります。

次に附則であります。施行期日でありまして、平成25年8月1日から施行するものであります。

なお、今次の臨時特例条例の制定による影響額であります。町長等三役で74万9,966円、議会議員で110万365円、職員で1,546万4,428円、合計で1,731万4,759円の減額となる見込みであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから、日程第8、議案第1号、町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 国では地方交付税、地方の財源として当然地方に交付すべきものを勝手にといますか、減額したわけです。それは原子力の放射能汚染等があるということですが、これも東京電力だけではなくて、むしろ東京電力よりも国の原子力政策に責任があるのではないのかなど。そういう中でこういうことがあったわけですが、このことに関して、地方の財源をないがしろにするような国の政策であります。これに関して町長はどのような考えをもって、これまで対処してきたかと。

それと、地方交付税をいったいどのくらい減額されたのかと。今回の給与改定で1,731万とこう出ましたが、それ以外、交付税のカット、どの程度になっておるのかということ。

それと、説明を聞けば月額給与、報酬等を今回5.57をカットするということですが、例えば指定管理制度で、さゆりの園、保母さんがおられますね。それから振興公社、アナウンサー等がおられるわけですが、これらの月額を算定して指定管理者のお金を出しているわけですが、それに関しては検討したのか、それともひとつもしなかったのか、そこら辺もあわせてお答えをいただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それではお答えをいたします。

今回の給与改定については、本来、この給与の内容は自治体が独自に決定すべき事柄だというふうに思っております。それが、国が一方的に交付税をカットして、そして地方に対する給与まで、国の、いわゆるこの意見といいますか、力がこうした形で及ぶということについては、甚だ我々、私としても遺憾であるというふうに思っているところでもあります。

このことについては、それぞれ隣接する自治体、いわゆるこの西会津であれば、会津耶麻町村、さらにはそれらの西会津町に近い、隣接する自治体の皆さん、こういった意見を交わしながら今日、この内容について十分検討してきたということでもあります。

基本的には二度とこうした、自治体に直接国が関与するような、こうしたあり方については今後、これ以上やって欲しくないということでもありますので、そういった内容については十分国や県のほうにも全体の、いわゆるこの町村会として意見を申し上げているということでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうから地方交付税の減額の見込みについて、まずお答えをしたいと思います。

我々、当初予算の編成の段階で国から示されたその減額、影響額の見込みでございますけれども、本町においては3,792万8千円。3,792万8千円ほどの、交付税として影響があるというふうに試算をしてあるところでございます。

それから、今回、先ほどご説明申し上げましたように今回の給与の削減にあたりまして、その影響額が約1,730万ほどでございます。したがって、交付税との差額、約2千万ほど、これについては一般財源からの持ち出しという形になります。一般財源の持ち出しということでございますけれども、これは県のほうにおきましても、いわゆる今回の東日本大震災の被災3県の、その中でも原子力災害を受けているこの福島県の中において、職員が士気の低下を招かない、あるいは、ひいては町民サービスに影響を与えないためにも、県と同じような、本来であれば9カ月間減額すべきところを7カ月間にとどめたということがございます。こういったところがございまして、一般財源からの持ち出しということでございますけれども、その点については十分なご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、指定管理でお願いしております振興公社、あるいは福祉会等に対する職員賃金に見合いする委託料の関係でございますけれども、今回、この給与の削減につきましては町長はじめ三役、それから議会議員の皆様がた、そして職員ということで、ここまでにとどめるということで考えてございます。したがって、その他の例えば非常勤特別職、日額、月額等で支給される部分もでございますけれども、そういったところには見直しは行わない、あるいは臨時職員賃金、こういったところも見直しはしないという方針でございますので、指定管理でお願いしている部分についても現時点で我々としては、その積算等は行っていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も指定管理の部分はやるべきではないと思っておりますが、検討の対象にもしなかったのかというあたりまでご答弁をいただければと思います。

それで、会津耶麻町村会ではほぼ同一步調でやっていきたいと思いますということで進んできたというのは、この前全員協議会等でご説明を受けていますからわかっておるわけですが、あわせて会津管内、あるいは県内で今回の国のこの措置に私の自治体は従わないと、このままの給与で行きますという自治体もあると聞いておりますが、そこら辺はどう把握しておられますか、お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほどの指定管理の委託料の関係につきましては、検討自体行ってございません。

それから、2点目の近隣の状況でございますが、会津耶麻町村会につきましては前にもちょっとご説明申し上げたかと思えますけれども、基本的には本町のやり方で、やり方といいますか、本町を含めた4町村が足並みを揃えて対応するというところで進めてきてございます。ただ、2つの町村におきましては実施時期がですね、7月1日から行うということで、実施期間は同じ7カ月ということでございます。これは我々もそうでありまして、県の、福島県のその取り扱い状況がなかなか決定をみなかったということがございまして、6月中に臨時議会が開けるか、あるいは開けないかというところがちょっと影響したということでございます。

それから、県内の状況でありますけれども、現在県の町村会において町村の、県内町村のすべてのその対応状況について取りまとめ中ということでございます。その中で何件かはその内容について、我々としても把握してきたわけでございますけれども、まだ会津耶麻町村会の取り組みが、ある程度先行しているというところがございます。それと今回原子力災害を受けた浜通り関係の町村につきましては、現時点では7月1日の実施はしないと。ただ今後の状況によっては再度検討していきたいというのが、かなりの町村がございました。あと現在検討中であるというところが、かなりあるということでございます。町村の中ではっきり実施しないといったところは、浜通りのその原発災害を受けたところを除いては今のところ無いようではありますが、ご承知のように市の中においては何市か取り組まないというようなところもあるようでございます。

○議長 他に、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、町長等及び教育長の給与の臨時特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

これから日程第9、議案第2号、議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

これから日程第10、議案第3号、職員の給与等の臨時特例に関する条例の質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議案第1号、第2号と違いまして、議案第3号は職員の給与であります。生活給ということでありますから、やはり影響は大きいのかなということではありますが、そういう点で職員組合とどのような話し合いをしてこられたかと。それで、これとは別で公務員にもスト権を与えようという動きがあるわけではありますが、これには私は反対だということがあります。そういう意味からみれば、やはり職員との合意ということがあればスト権という問題にも関連するなど思っているわけですが、そこら辺で職員組合とはどの程度の話し合いをなされてきたのかをまずお答えしていただきたいと思えます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 職員組合との話し合いの状況でございますけれども、県の方針が正式に定まる前の段階で、国からこういう要請がありましたということで、職員組合からの年1回の要求書の提出があるわけではありますが、その段階から今回の給与削減の関係については、こういう要請が来ていますということで職員組合にはお話をさせていただいたところでございます。議員もおただしとおおり、職員給を減額するということは非常に職員の生活にとって大きな影響を及ぼすわけでございますけれども、そういった中で今回の措置については、東日本大震災からの復旧・復興、こういった部分のために財源を生み出していくという、極めて特異な状況の中での要請であるということでありましたので、我々としても非常に苦渋の決断というふうに申し上げますか、職員の皆さんには大変なご苦勞をかけるわけではありますが、県が正式に方針を打ち出した後に組合のほうに再度正式な申し入れをしまして、これまで2回ほどその協議の場をもってきたところであります。先ほども申し上げましたように、この給与削減によって職員の士気が低下する、あるいは町民サービスの低下、そういったところに影響を及ぼさないようにですね、みんなで力を合わせてやっつけようということで、職員組合のほうにもお願いをしてきたところでございます。しかしながら、職員給与を削減するということでもあります

ので、これはなかなか組合としてもすぐわかりましたということはなかなかいかないということでございます。組合サイドとしても代議員会等を開催しながら、検討を進めてきたわけでございますけれども、問題が問題なだけになかなか合意には至らなかったというのが現状でございます。そういった中で、我々としてはお願いするという姿勢で職員組合のほうに協議をさせていただいてきたということでご了承いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ついでにお伺いをしておきますが、県内の一連のカット動きの中で、その組合との合意をして提案したという市町村は、私はゼロでないのかと。組合はほとんどの組合が、やはりノーとこういったのではないのかなと思っておりますが、そこら辺で掘んでおられるならばお答えをいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず県職労の関係でございますが、県と県の職員組合についても今、本町と同じようになかなかその合意までは至らなかったということで、県も合意を得ることができないところで提案をされたというふうに聞いてございます。

それから他の町村でございますけれども、組合の無い町村もございまして、そういったところはその各団体の判断で提案をされているということでございまして、我々が把握している中では、職員組合とまず合意して提案するというところは1カ所も聞いてございません。

○議長 他に。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 6番、鈴木満子です。

反対討論として述べます。

今回の地方財政計画での地方公務員給与削減の措置に対して、自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は、自治体の根本に抵触するのではないかと私は思います。それから2つ目には、地方交付税は地方固有の財源であり、国の施策誘導に利用することは許されないと私は思います。それから第3番目には、人事院の勧告の無い中で削減は問題ではないか。今後、国と自治体の関係上、良くない事例になるのではないかと私は思っております。

例えば、交付税の影響を受けない東京都などは、早くから給与削減を実施しないことを明言しています。教職員給与の国家負担分減額分については、都が負担するということで乗り切っております。

福島県内では、先ほど総務課長さんが言われましたが、いわきと田村。ここは給与の削減しない方針を明らかにしました。これは6月27日の民報新聞に出ていましたので。

私の心配することは、14年度に向け削減期間の延長の主張も一部出ておられます。今回だけの問題にとどまらない危険性があることを指摘して反対討論いたします。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これから議案第3号、職員の給与等の臨時特例に関する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第3号、職員の給与等の臨時特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第4号、語学指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、語学指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町の小中学校や保育所等において語学指導を行っている外国青年、いわゆる外国語指導助手及び国際交流員の給料月額について、国から、地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、これまで定額であった給料月額を任用期間に応じて定めるよう通知があったことから、改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第2条第2項は、外国青年の給料月額を定めるものであります。これまで30万円の定額であったものを、任用1年目は28万円、2年目は30万円、3年目は32万5千円、4年目及び5年目については33万円とするものであります。

次に附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行し、平成25年度招致の外国青年より適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから、質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回の説明の中で、国際交流員という言葉もあったわけですが、語学指導を行う外国青年と国際交流員、私は違うのかなと思っていたわけですが、この議案第4号で提案されている条例には国際交流員も含まれるということで理解していいのかと。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 お答え申し上げます。

今回、条例、語学指導を行う外国青年ということで、具体的には英語指導助手と国際交流員の両方でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そういう点で条例にきちっと国際交流員という身分といますか、職業、職責、それを述べなくていいのかと。全く同じ身分で来てるわけではないのではないかと。

など思っているわけですが、その点に関してはどうお考えですか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 お答え申し上げます。

この条例につきましては、いわゆる給与について明示をした条例でございます。各々英語指導助手、国際交流員ともに職務というのがございまして、英語指導助手はご存知のように英語の指導を中心としながら、または一部国際理解なりのそういうことをしていただくという職務がございます。それで、また国際交流員は基本的には国際交流、国際理解を中心としながらも、同じく英語の指導も行うというような職務がございますが、これにつきましては招致外国青年の任用規則という、実は国の中でのこういう規則がございまして、その取り交わしの中に職務が載ってございまして、それでお互いやっているという状況でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それはわかったわけですが、ですからこの条例に国際交流員という言葉が出なくていいのかなという疑問を持ったわけですが、その点についてもう1回お答えしていただきたいと思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 お答え申し上げます。

この条例の中に実際にその国際交流員、また英語指導助手、また中にはスポーツというような招致するかたもいらっしゃいますが、これらのすべてを含めた形での条例ということで、これ昭和62年当時制定いたしました、その国の指導の下に作った条例でございます。

○議長 他に。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、語学指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、語学指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第5号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第5号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第3次)の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、参議院議員通常選挙と町長選挙が、今月 21 日に同時に執行されることとなったことから、今後の執行にあたって必要な経費の計上と、あわせて組替えをお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 25 年度西会津町の一般会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 98 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 1,426 万 5 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。14 款県支出金、3 項 1 目総務費委託金 98 万 5 千円は、参議院議員通常選挙費委託金の増額計上であります。

次に歳出であります。2 款総務費、4 項 3 目参議院議員通常選挙費 98 万 5 千円の追加は、開票に係る選挙用備品の新規計上と今後必要な経費の調整を行なう組替えであります。

次に 4 目町長選挙費であります。参議院議員通常選挙と同時執行となったことによる投票管理者等の報酬を減額し、消耗品費等に組替えを行うものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　委託金の増額、増額されたということだけであって、なぜこれが増額されたかという理由が述べられておりませんので、お答えをいただきたいと思います。

あと、町長選挙費でいわゆる報酬の減額がされて、それが消耗品費に、まあストレートではありませんが、消耗品費が増額されているわけですが、これも理解ちょっとできませんでしたので、もう少し説明していただきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　まず参議院議員の通常選挙費で 98 万 5 千円の増額ということでございます。

これにつきましては、7 の賃金、それから需用費、備品購入費の中で組替えの調整、その他に 18 の備品購入費では選挙用備品、これは開票の際に使用いたします枚数計算機の購入。あるいは 11 の消耗品の中には、これも中に増減がちょっとございますけれども、基本的には期日前投票に使用いたしますシステムの購入費。こういったものが入っております。このシステムにつきましては、現在も使用しているわけでございますけれども、現在使っている期日前投票のシステム、これは導入しましてかなり経っておりますので、今次の参議院議員の経費を活用しながらもう 1 組新しく導入をして、今後活用をさらにしていきたいというふうに考えてございます。

それから町長選挙費で報酬を減額しまして、需用費等にもってきて組替えをさせてい

ただいたわけでございますけれども、今回、先ほど申し上げましたように参議院の選挙と同時執行になったことから、投票にかかる報酬についてはすべて参議院のほうから支出ができるということになりましたので、その減額になる部分を一旦消耗品のほうにもって行きまして、今後必要な経費を調整した中で、不要なものについては、これはすべて一般財源でございますので、できるだけ余らせたいというふうに考えておりますが、一旦報酬から需用費のほうに組替えをさせていただきたいということをお願いをするものでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最初聞くのを忘れてしまったわけですが、給与費明細書を見ましたならば、補正前と補正後でその他の特別職が80に、こう減っているわけですが、今の投票管理等で増えるんじゃないかなと思ったんで疑問を持ったわけですが、この点についてもご説明をしてください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 給与費明細のその他の特別職で80人、今回減員となっております。これは町長選挙費の投票管理者、それから投票立会人、これがいわゆる参議院のほうでも同じ人数が上がっている。で、町長選挙でもまた上がっているということで、これが参議院だけで、のほうで支出ができますので、今回実施的には同じ時期、同じといいますか、参議院のほうでの経費を活用して支出をするということになりますので、町長選挙のほうのこの人数分については、80人分減員ということで調整をさせていただいております。

○議長 他に。5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ひとつ、1点ほど伺っておきたいんですけども、投票する際に立候補者の名前が書かれていて、丸をつける投票のような仕方が、町村といいましょうか、町村によって行われているところもあると聞くんですが、本町においてはどうしても書かなければならないような方式をとるのか、それとも丸をもってつける方法の備品等をもってできるのか、そこら辺のところを伺っておきたいと思うんですがお答えをいただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(13時50分)

○議長 再開します。(13時57分)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第3次)は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長　町議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会に提出いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただき、全議案とも原案どおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。今後、執行にあたりましてはいただいたご意見等を十分考慮してまいります。

もうすぐ梅雨も明け、本格的な夏、猛暑の到来となります。議員各位におかれましては健康に十分留意され、町政伸展のためにますますご活躍をお祈り申し上げましてあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長　これをもって、平成25年第5回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(13時59分)